

委第1号議案

桶川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の旅費に関する条例（昭和58年桶川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条及び項（以下「改正前の条及び項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条及び項（以下「改正後の条及び項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条及び項を当該改正後の条及び項とする。
- (2) 次の表中、改正後の条及び項に対応する改正前の条及び項が存在しない場合にあっては、当該改正後の条及び項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行(市内を除く。)することをいう。 (旅費の支給)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員及び職員以外の者(以下「職員等」という。)に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行(市内を除く。以下この号において同じ。)し、又は職員以外の者が公務の遂行を補助するため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (旅費の支給)

第3条 略

3 出張を命ぜられた者が、その出張を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支給した金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 出張は、任命権者 又は その委任を受けた者 (以下「出張命令権者」という。) によつて行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張票により出張を命ずることができる。

(旅費の種類)

第5条 略

10 死亡手当は、職員が外国へのお出張中に死亡した場合について、定額により支給する。

(外国旅行の旅費)

第16条 職員が外国へ出張する場合には、

第3条 略

3 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため出張した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

4 第1項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を取り消され、若しくは変更され、又は死亡した場合において、当該出張のために既に支給した金額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(出張命令等)

第4条 出張は、任命権者 若しくは その委任を受けた者 又は出張依頼を行う者(以下「出張命令権者」という。)の発する出張命令等によつて行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては、公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、出張命令等を発することができる。

3 前項の出張命令等は、出張票又は出張依頼書により行うものとする。

(旅費の種類)

第5条 略

10 死亡手当は、職員等が外国へのお出張中に死亡した場合について、定額により支給する。

(外国旅行の旅費)

第16条 職員等が外国へ出張する場合には、

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当を支給する。 (特別職の職員に随行した場合の旅費) 第17条 職員が、特別職に属する職員に随行した場合には、日当を除くほか、特別職に属する職員と同一の旅費を支給する。 (旅費の調整)	は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び死亡手当を支給する。 (特別職の職員に随行した場合の旅費) 第17条 職員等が、特別職に属する職員に随行した場合には、日当を除くほか、特別職に属する職員と同一の旅費を支給する。 (職員以外の者の旅費) 第18条 職員以外の者について、第3条第3項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員に支給する額に相当する額を職員の例により支給する。 (旅費の調整)
第18条 出張命令権者は、出張をした職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。 第19条 略 別表第2(第16条関係) 2 略 備考 職員が外国へ旅行し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、死亡地から市までの往復に要する旅費に相当する額とする。	第19条 出張命令権者は、出張をした職員等が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他この条例の規定により支給する旅費が不当に出張の実費を超える場合においては、その実費を超える部分の旅費について、その全部又は一部を支給しないことができる。 第20条 略 別表第2(第16条関係) 2 略 備考 職員等が外国へ旅行し、かつ、その死亡地が本邦である場合における死亡手当の額は、死亡地から市までの往復に要する旅費に相当する額とする。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年桶川市条例第3号）

の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(旅費) 第7条 略 5 桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第14条第2項、第15条第2項及び <u>第18条</u> の規定は、市長等の旅費について準用する。この場合において、同条例 <u>第2条</u> 及び第3条中「職員」とあるのは「市長等」と、同条例第3条第1項中「出張を命ぜられた場合」とあるのは「出張した場合」と、同条例 <u>第18条</u> 中「出張命令権者は、出張をした <u>職員</u> 」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。	(旅費) 第7条 略 5 桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第14条第2項、第15条第2項及び <u>第19条</u> の規定は、市長等の旅費について準用する。この場合において、同条例 <u>第2条(第1号を除く。)</u> 及び第3条中「職員」とあるのは「市長等」と、同条例第3条第1項中「出張を命ぜられた場合」とあるのは「出張した場合」と、同条例 <u>第19条</u> 中「出張命令権者は、出張をした <u>職員等</u> 」とあるのは「市長等」と読み替えるものとする。

令和4年2月22日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋

提 案 理 由

公務の遂行を補助するために旅行する職員以外の者に対し旅費を支給できるように改正したいので、この案を提出するものである。